

家庭ごみの有料化スタート

問合わせ先

環境対策課
☎ 22213



家庭ごみ有料化は、ごみ処理費の一部を負担していただくことに加え、ごみ問題への意識を高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施するものです。

市指定ごみ袋が変わりました

市収集の「燃えるごみ」は、新指定袋で出してください。経過措置として、旧指定袋は平成19年9月末まで使用できます。

新指定袋の種類・価格

- ① 30リットル袋 1枚20円
(1セット20枚入400円)
 - ② 45リットル袋 1枚30円
(1セット20枚入600円)
 - ③ 75リットル袋 1枚50円
(1セット20枚入1,000円)
- 新指定袋には、ごみ処理料金が上乗せされています。



袋生地の色を青色に変更しました

新指定袋の購入は？

市が販売を委託した市内の小売店、スーパーなどで販売しています。お近くの販売店は下記一覧でご確認ください。

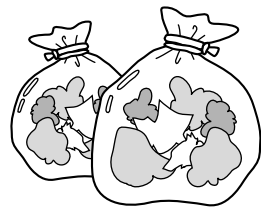
委託販売業者一覧

(平成19年6月14日現在)

NO	名称	NO	名称	NO	名称
1	㈱あおき まちだな店	20	伊豆太陽農業協同組合 (市内各支店他 Aコープ稲生沢店)	38	ファミリーマート 下田吉佐美店
2	渡福薬局	21	㈱永谷	39	ハックドラック 下田吉佐美店
3	㈱イシダ	22	下田とうきゅう	40	高野商店
4	㈱賀茂スポーツ	23	オリヨシ商会	41	大屋商店
5	丸吉水産商事㈱	24	デイリーケアセイジオー 伊豆下田店	42	㈱柳沢
6	㈱澤村紙店	25	㈱伊豆紙業	43	門前商店
7	㈱尾形薬局	26	マックスバリュ 伊豆下田店	44	長七屋
8	山兵商店	27	こうじゃ	45	コミュニティストアくちやぶ
9	㈱志田	28	Yショップ 蓮台寺店	46	大谷商店
10	㈱キリンヤ	29	ハンディー 下田店	47	五郎佐屋釣具店
11	芳野㈱	30	中田タバコ店	48	ファミリーマート 伊豆白浜店
12	マックスバリュ下田銀座店	31	横瀬商店	49	スーパー魚健
13	㈱田代膳写堂	32	そがや	50	㈱浜の店
14	土藤商店	33	ハックドラック 下田店	51	㈱栄協メンテナンス (本社・昭和浪漫倶楽部・ひろせ介護サービスセンター・あずさ山の家)
15	㈱大傳商店	34	サークルK 下田西中店	52	渡辺商店
16	㈱あおき 広岡店	35	下畑商店	53	ことぶき酒店
17	ローソン 下田5丁目店	36	スーパーマックス		
18	鈴木精肉店	37	㈱加藤包材		
19	㈱若林商店 ローソン下田駅前店				

ごみ持ち込み料金が改正されました

持ち込みごみは、新指定袋を使用する必要はありません。ただし、透明・半透明袋などごみの中身が分かる袋を使用してください。



(黒い袋やダンボールの使用はご遠慮ください)

ごみ持ち込み料金

- ① 燃えるごみ・ビン・カン等
1キログラムあたり7円
(ただし、20キログラム以下は1回100円)
- 変更点
・ 1 あたり3円 7円
・ 無料区分廃止
- ② 粗大ごみ
1キログラムあたり20円
(ただし、20キログラム以下は1回100円)
- 変更点
・ 無料区分廃止
・ 破碎が必要な家具・木材等も粗大ごみ扱い

オートバイ、ミニバイク、自転車などでの持ち込みも有料となりました。

あなたの出し方は大丈夫？

ごみを資源として再利用するための分別・収集が皆さんのご協力により進んでいます。しかし、新聞・ダンボールなどが可燃ごみとして出されているなどの状況も見受けられます。リサイクルをさらに進めるために分別ごみの出し方を再確認してみましょう。

ごみの分別を再確認
古紙：新聞紙(チラシ含む)や雑誌、段ボールは種類ごとに白紙ひもで十文字に縛ってください。

牛乳等紙パック：水洗い後、開いてから乾かし、白紙ひもで十文字に縛ってください。
びん：キャップを外し、中をすすいで色別に分けてください。
カン：中をすすいで、スチールとアルミに分けてください(アルミは軽くつぶす)
ペットボトル：キャップを外し、中をすすいで軽くつぶしてください。

蛍光灯：入っていたケースか透明ビニール袋に入れてください。
廃食用油(植物性)：元々入っていた容器やペットボトルに入れてください。

資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度をご存じですか

交付対象団体 町内会、子供会、老人クラブ、その他の奉仕活動団体(事業所、社員寮等の団体には適用されません) 対象となる資源ごみ 古紙、空かん、空びん、古布、その他資源として利用できるもの。 奨励金額 資源回収業者に売却等した資源ごみ1キログラムあたり3円。

生ごみ処理機購入費補助制度をご利用ください

対象となる条件
(1) 下田市に住民登録があり、下田市内で利用する人
(2) 下市内販売店で購入した機器
対象機器 平成19年4月1日以降に購入した機械式生ごみ処理機
補助金額 購入金額の3分1以内、限度額10,000円
対象台数 1世帯につき1台
補助金申請に係る書類は、市内電気店、市役所市民課にも備え付けします。

不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに捨てることは、法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科せられることがあります。ごみは、正しく分別処理し、不法投棄は絶対にやめましょう。不法投棄は、一度捨てられた場所や管理が行き届かない場所に繰り返し行われる傾向があります。山林、空き地、駐車場などを所有されている方は、日頃から、ごみを捨て



不法投棄されたごみ

野焼きは禁止されています

ごみを野外で燃やしたり、ドラム缶や処理基準を満たさない小型焼却炉などで燃やす行為、いわゆる野焼きは法律や県条例で禁止されています。野焼きは、煙、すす、悪臭などで近所迷惑となるだけではなく、ダイオキシン類や塩化水素が発生する原因にもなります。絶対にやめましょう。



草や木材を燃やすことも禁止されています

農林業者が作業に伴って行う燃焼行為(ゴム、合成樹脂又は油を含まないものに限り)や防災訓練での燃焼行為、どんど焼き、たき火などは対象外となりますが、近所に民家がある場合など、ご配慮をお願いいたします。